

第2次「高知県DV被害者支援計画」進捗状況の概要(平成28年度上半期実績)

1 総括

- 28年度も引き続き、関係機関との連携や一時保護所退所後のフォローアップの強化などに取り組んだ。
 - ※1 将来のDV被害者・加害者を無くすための、**デートDVの啓発・広報等の予防教育の実施**。
 - ※2 **子どもの健やかな成長を見守る**ために、児童相談所や関係機関と連携した支援を実施。
 - ※3 相談員の専門性向上のため、**専門研修を受講する他、スキルアップ研修などを実施**。
 - ※4 民間支援団体との連携による啓発・広報活動、マスコミ等の各種媒体を活用して、**配偶者暴力相談支援センターやこうち男女共同参画センターの相談窓口の周知**を図った。
 - ※5 DV被害者の自立支援を目指し、**就労に向けた各種相談の実施や講座の開催**等の支援を行った。
 - ※6 ・被害者の早期発見・早期対応、地域での見守り体制づくりのために、**地域でのネットワークの強化や支援者のスキルアップ**に向けた取り組みを実施。
・民間シェルターが継続して安定的に運営できるよう、**運営団体に対する補助を拡充**した。
- 近年、**相談件数は緩やかな減少傾向**にある。また、**一時保護件数及びのべ保護日数は、25年度に大きく減少し、その後は緩やかに増減している**。ただし、要保護のケースは多様で、複雑化、対応困難な事例があることから、**今後も広範な関係機関との連絡調整、見守りやケアが重要**。

2 主な取組の進捗状況

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	実行(D)	評価(C)	改善(A)	担当課室		
				●アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H29年度実施計画 (インプット)			
1 DVを許さない社会づくり	よ(へ)1 取組の係機関・団体の連携等に	① 関係機関・団体の連携強化	※6 ブロック別関係機関連絡会議の開催 ※6 DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大 ※6 民間支援団体との連携及び活動助成	<ul style="list-style-type: none"> ・県内5ブロックで開催(7~9月)。「市町村内部での連携強化」をテーマに、市町村のDV被害者支援担当課以外の関係課にも参加を呼び掛けた。参加者は市町村の他、警察署、福祉保健所、ソーレ。参加:56機関(うち市町村23)、132名 ・ネットワークメンバー以外の市町村DV被害者支援担当課及び県内各警察署にも参加を呼び掛けた。参加52名。 ・民間シェルターが継続して安定的に運営できるよう、運営団体に対する補助を拡充(H27:721千円→H28:1,000千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村内、及び県内相互の理解促進に寄与した。 ・昨年度と比較すると、参加機関数は減少したものの、参加者は40名以上増加した(H27実績:67機関(うち市町村28)、86名)。 ・ネットワークメンバー以外の者からの参加により、参加者数が大幅に増加した(H27実績:7機関11名→H28実績:14機関18名)。 ・DV被害者の支援を行うにあたっては、複数の避難先を確保する観点からも、民間シェルターの存在は重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体のさらなる連携強化に向け、引き続き、ブロック別関係機関連絡会議、及びDV対策連携支援ネットワーク専門家研修を開催。 ・DV被害者支援計画策定委員会での意見を踏まえ、生活困窮者自立支援制度を所管する市町村社会福祉協議会にも、ブロック会議への参加を呼び掛ける。 ・民間シェルターに対する補助について、補助対象事業の拡大(研修参加費用を追加)を検討。 	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター		
				② DV防止のための教育・普及啓発	推進① 生涯にわたる人権教育の ※2 対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施 ※1 教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育学校コーディネーターのスキルを高め、小中学校間の連携による校内支援体制の強化を図るために、中学校区ごとに研修会を実施(2年間で県内全中学校区で実施する。)。35中学校区で研修会を開催。 ・『災害と女性の人権』をテーマに、阪神大震災後の状況を基に、DVを含めた女性に対する人権侵害の認識を深める研修を企画。阪神大震災後の家庭生活の中で生じたDVの実態やDVを生じさせる要因、避難所や瓦礫の街で引き起こされた性犯罪とその二次的被害の実態など、DVも含めた女性に対する人権侵害の実態を学習した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修での情報交換や協議により、校種間の連携が進むとともに、校内支援体制も自校での取組の改善や、支援の引き継ぎなどができる体制作りにつながっている。 ・小中高特別支援学校から73名参加。DVの防止を「災害と人権」の学習に絡ませ、実践できることを認識させることができた。研修内容が、学校・学級での教育実践に生かせるかアンケートしたところ、5点中4.2の評価であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度も中学校区で、特別支援教育学校コーディネーター研修を実施しスキル向上や、教員間の連携も含む校内支援体制の強化を図るために、研修会を実施する。(2年目) ・人権教育セミナーでは、高知県民に身近な10の人権課題を網羅することを念頭に置き、DVを含めた女性の人権に関する講演を計画していく。 	特別支援教育課 教育センター
						発② DV防止の意識啓	※4 「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した集中的な広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村広報紙への啓発・窓口周知記事掲載の働きかけ ○民間支援団体と連携した広報啓発 ・女性保護対策協議会と連携した相談カードの作成(23,500枚)及び配布 ・国際ソロプチミストと連携した広報チラシ等の配布(街頭キャンペーンの実施)。高知城のパープルライトアップ。 ○DV防止啓発講演会の開催(ソーレ主催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広く関係機関と連携することで、効果的に広報・啓発活動を実施することができたが、DVの理解に向けたさらなる意識啓発が必要。
	③ 若者に対する強化	DV若者に対する強化 ※1 中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施 ※1 思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○デートDVに関する研修の実施(出前講座) ・中・高校生対象(①一宮児童館、13人参加) ・中・高校生、小・中学校教職員、保護者対象(香美市、17人参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関からのDV防止の研修依頼が少なく、出前講座についての継続的な周知・広報が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校・大学等も含めた教育機関における出前講座の開催や広報の働きかけ 	ソーレ			
			② 向上 相談員等の専門性	※3 相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	<ul style="list-style-type: none"> ○PRINKの広報用名刺大カードの配布 ・県内の全高校生及び私立中学校、高知市立中学校、県内図書館等に配布 ・フングラン高知のテナントスペースに継続設置 ○思春期ハンドブック(デートDV啓発冊子)の配布及びホームページへの継続掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、県内の全高校生及び私立中学生等への配布を継続することで、一定の周知が図られてきている。 ・今後も効果的な周知の工夫を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外で開催される相談員専門研修、心理担当専門研修やDV支援に必要な各種研修について、積極的な情報収集と受講、及び市町村等への参加の働きかけを行う。 ・講師を招いての所内研修の実施。 	女性相談支援センター	
	見、安心して生活できる体制づくり	セ(ン)ター「配の偶者暴力支援」の機能強化	② 強化と連携 ※2 児童相談所との連携強化 ③ 連携強化 ※6 住民の身近な窓口として、市町村相談窓口でのDV被害者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外で開催される相談員専門研修、DV支援に必要な各種研修の受講。 ・講師を招いての所内研修の実施10人。専門研修への参加延べ8人。所内研修の実施3回 ・国立女性会館での研修及び県内外での相談員の参加や被災地への相談員の派遣を行った。また、相談員スキルアップ研修を3回実施し延べ112人が参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スキルアップ研修には、各方面の相談機関からの参加があり意識の向上や情報の提供が図れた 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外で開催される相談員専門研修、心理担当専門研修やDV支援に必要な各種研修について、積極的な情報収集と受講、及び市町村等への参加の働きかけを行う。 ・講師を招いての所内研修の実施。 ・国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修への参加並びに相談員スキルアップ研修の主催及び受講等 	女性相談支援センター 児童相談所		
				② 強化と連携 ③ 連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・女性支援相談センターと児童相談所が連携し、状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助がなされるよう関与。 ・定期的な連絡会の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互研修や連絡会等により、情報共有や役割の理解が深まり、連携した支援が行えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会や個別のケース会により情報共有を図ることで、状況に応じた子どもの一時保護や子どもにとっての最善の援助を行っている。 	女性相談支援センター 児童相談所	
				③ 連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との情報共有を回り、スーパーバイズを実施することで、窓口となる市町村職員スキルアップや市町村内の連携強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村窓口での被害者支援をスムーズに行うことができた 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との情報共有、スーパーバイズの実施 	女性相談支援センター	

基本の柱	重点目標	取組項目	取組の内容	実行(D)	評価(C)	改善(A)	担当課室	
				●アウトプット(結果) インプット(投入)により具体的に現れた形 ●アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	H29年度実施計画 (インプット)		
3 DV被害者体制の充実 3 一時保護の充実	保護センターにおける一時保護	②子どものケアの充実	※2 児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施	・一時保護や施設入所措置を行った児童に対して、心理判定やカウンセリング等を実施	・一時保護や施設入所措置を行った児童の状況に応じた心理的ケアができています。	・一時保護及び施設入所を行った児童の状況に応じて、児童への心理判定やカウンセリング等実施	女性相談支援センター 児童相談所	
		③学習の充実	※2 就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援	・就学支援金制度及び奨学金給付金制度を実施するとともに、リーフレット等で制度を周知徹底した。 ・高等学校等奨学金貸付制度を実施し、要件を満たす貸与希望者全員に貸与できた。	・経済的な理由により進学・修学を断念することがないよう支援し、教育の機会均等に寄与した。	・引き続き支援制度の周知を図り、着実に実施する。	高等学校課	
4 DV被害者の自立支援	(1) DV被害者の生活再建	②就労支援の充実	※5 企業の理解の促進や求人情報の提供による就職の促進	・「高知家の女性しごと応援室」では、ハローワーク、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等関係機関との連携も図りながら就労支援を実施。	・「高知家の女性しごと応援室」にDV被害者からの相談が多数寄せられている状況にはないが、DV被害者を含め、多様な相談に対応できるための取組が必要。	・「高知家の女性しごと応援室」において、関係機関と連携して一時保護所や自立支援施設入所者の就労支援を行うとともに、相談ブースの増設により、プライバシーに配慮した相談環境の充実を図る。	県民生活・男女共同参画課	
			※5 就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 ・相談件数 661人 ・移動相談実施件数 13回 ・無料法律相談 12回 ・パソコン講座 2回(のべ3人) ・就職決定者数 43人	・ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職決定者数は昨年の同時期に比べ増加しており、引き続きセンターや実施事業の周知や就職決定者の増加に取り組む必要がある	・ひとり親家庭等就業・自立支援センター(就業相談、就業情報の提供、就業あっせん、法律相談、パソコン講座他)の実施	児童家庭課	
		※5 就職活動及び技能習得時の託児支援	・民間託児提供事業者と契約締結を行い、各種職業訓練を受講する方に託児サービスを提供する体制を整えている。(利用者は0名) ・労働局や職業安定所、職業訓練機関にリーフレットを配布し、周知を行った。	・待機児童数の減少(H27.4.47人、H28.4.42人)により、利用者が減少しているものと思料する。 ・年度末にかけて、待機児童数が増加することから、利用者が増加することが見込まれる。	・引き続き、周知活動を行い、本サービスを定着させていく。 ・リーフレットの内容をわかりやすく、見栄えの良いものに刷新する。	雇用労働政策課		
		※6 支援制度窓口のワンストップ化	・DV被害者支援に係る市町村内の連携強化を図るため、ブロック別DV関係機関連絡会議のテーマを「市町村内部での連携強化」とし、DV被害者支援担当課以外の関係課にも参加を呼び掛けた。 参加:56機関(うち市町村23)、132名	・市町村内のどの部署で相談を受けても、DV担当課に情報が集約され、適切な支援につなげる仕組みの構築が必要。	・ブロック別DV関係機関連絡会議に、DV担当課以外の関係機関にも参加してもらうことで、市町村内での関係各課の連携を強化し、支援を充実させる。	県民生活・男女共同参画課		
5 地域における取り組みの推進	(2) 早期発見、通報及び相談体制づくり	①地域の関係機関・通報・相談者による発見	※6 地域における関係機関・団体、者との連携強化	○要保護児童地域対策協議会の実務者会や個別ケース検討会議での情報共有及び構成機関と連携した支援の実施 ○市町村の児童虐待対応担当部署を訪問し、要保護児童対策地域協議会の運営現状把握と見守り体制の構築に向けた協議の実施(7~8月) ＜交付金活用状況＞ 10/28時点 ・活用中: 南国市(4/1~)、香南市(5/1~)、大月町(10/1~) ・交付金利用の意向あり: 黒潮町(H28.10~、予定)、中土佐町(予定)、宿毛市・土佐清水市(H29.4より利用予定) ・検討中: 室戸市、安芸市、香美市、土佐市、越知町 ・交付金利用の意向なし:23市町村	・DV被害者の子どもの保護に関する連携ができています。 ・必要に応じて実務者会や個別ケース会議へ児童民生委員等が参加している。 ・子ども見守り体制推進交付金利用の意向を示す市町村の増加。 ・関係機関や民生委員等との連携が図られ、地域で子どもを見守る体制の構築が進んでいる。	・要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ・地域での子どもの見守り体制の構築	児童家庭課 児童相談所	
			②地域での居場所づくり	※6 あったかふれあいセンター等との連携	・あったかふれあいセンター職員に必要な基本的知識の習得やOJT体制づくりを目的とした階層別研修や、あったかふれあいセンターの活動充実のために必要な知識や技術を身につけるための研修を開催。 サービス提供拠点の整備(本山町、土佐清水市) 隣保館運営状況調査訪問時に相談事例の有無、発生時の関係機関との連携方法を聞き取り。隣保館職員等研修委託事業で人権課題別研修としてDV研修を年度内に実施する。	あったかふれあいセンターの実情を踏まえた研修が実施できた。DV被害等、地域で支援が必要な人を早期発見できる人材を育成するため、引き続き、あったかふれあいセンター職員の人材育成研修を継続していく。 新しい総合事業への移行に向けて、市町村、地域包括支援センターとあったかふれあいセンターとの連携が必要。 調査対象の約46%終了時点(9月末)では対応事例無。	あったかふれあいセンター職員研修の継続 被害者が地域で孤立しないように隣保館が身近な相談窓口としての認知度、信頼性を高める取り組みを継続する。	地域福祉政策課 高齢者福祉課 人権課
				③子どもの健やかな成長の見守り	※2 児童相談所や福祉保健所等による育児支援 ※6 要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	・要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有を行っている。 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務や専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定を支援している。 ・新任の民生委員・児童委員を対象とした研修を開催(2年目対象:活動の中心の一つである相談支援のために、話の聴き方・話の受け止め方について傾聴技法などを研修、3年目対象:活動の基本的なところから、事例検討等も交えながら、求められる役割、活動のポイント等を研修)	・DVをはじめ地域の様々な児童問題に対し、要保護児童地域対策協議会が主体的に援助できるようになってきている。 民生委員・児童委員の活動は多岐にわたっており、それぞれの状況等への対応について、わかりやすく示していく必要がある。	・要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有 ・児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務。 ・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定を支援 ・民生委員・児童委員の研修等におけるDV対策等の周知